

事業の概要

県営住宅の高齢者居住世帯は、県営住宅全世帯の約3割を占めており、今後も増加していくことが予想されます。一方、県営住宅自体は、半数を超える住宅が建築後30年を経過し、住宅内部の特に設備機器の老朽化、陳腐化が目立ってきていることから、高齢者にも優しい施設更新が望まれています。

このため、県では高齢者を含む入居者の皆様が、安心して快適に居住できる住宅の供給を目指して、既存住宅の改善工事を行っています。

工事の特徴

この工事は、入居者が居住したまま部屋内を改修するため、工事期間中(8日/戸)は浴室や台所が一定期間使用できず、入居者の皆様と良好な協力関係を築くことが重要となります。

改修工事の状況

浴室



- ・浴室パネルで清掃が容易に
- ・手摺設置で安心に、
- ・給湯設備で安全に



台所



- ・床の段差解消で転倒防止
- ・レバーハンドル水栓、給湯設備快適に



入居者の方からの声



1番に改修工事が済んだ三津澤さんからは、「玄関、トイレ、浴室の手摺や床の段差解消で、つまづく心配が減り室内の移動が容易になった。」
「台所や浴室が綺麗になり、気分も明るくなった。」と**喜びの声**をいただきました。

また、「洗剤などの置き場への配慮や、流しの水跳ねが改善されるとより良いのでは。」との**貴重なご意見**もいただきました。

(今後の施設改善工事に向けての参考とさせていただきます)

施工者からの声

入居者の皆様には、工事に際して職人の出入りや騒音等でご迷惑をおかけしますが、工事が完成し喜んでいただけると私達も**やりがい湧きます**。

今後も当事務所では、皆様の声に応えられるよう県営住宅の施設改善を進めていきます。

お問い合わせ先 建築住宅課 TEL 0547-37-5273